

鹿児島県立石橋記念公園 指定管理者募集要項

令和7年8月

鹿児島県土木部都市計画課

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	公園の概要	1
3	指定予定期間	1
4	管理業務の条件	1
5	管理業務の内容	1
6	自主事業	2
7	管理業務費	3
8	応募資格	4
9	応募方法	5
10	募集期間及び選定等の日程	6
11	選定基準	7
12	指定管理者の候補者の選定	7
13	指定管理者の指定及び協定の締結	8
14	指定管理者と県の責任分担等	8
15	管理が不適切な場合や継続困難となった場合における措置	8
16	事業報告書等	9
17	調査及び監査等	9
18	その他（留意事項等）	9
19	問い合わせ先	9

別 紙

「施設の概要」

「鹿児島県立石橋記念公園管理基準」

様 式

申請書	(様式1)	指定管理者指定申請書
事業計画書	(様式2-1)	1 法人等の概要
	(様式2-2)	2 公園の管理計画等
	(様式2-3)	3 公園の管理体制等
	(様式2-4)	4 従業員等調書
	(様式2-5)	5 類似施設等管理運営実績表
	(様式2-6)	6 園地維持管理工程表
収支予算書（管理業務）	(様式3-1-1)	1 公園の管理経費（総括表）
	(様式3-1-2)	2 公園の管理経費（年度毎）
収支予算書（自主事業）	(様式3-2-1)	1 自主事業の経費（総括表）
	(様式3-2-2)	2 自主事業の経費（年度毎）
質問書	(様式4)	質問書
その他	(様式5)	誓約書
	(様式6)	共同事業体協定書兼委任状
	(様式7)	共同事業体連絡先一覧

1 指定管理者の募集

鹿児島県立石橋記念公園（以下「公園」という。）の維持管理及び運営を効果的に行い、住民サービスの向上及び経費の縮減を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び鹿児島県公の施設に関する条例第4条の規定により、石橋記念公園の管理業務を行う指定管理者を募集します。

2 公園の概要

所在地 鹿児島市浜町
面積 2.0ヘクタール（公園区域：1.8ha、借上駐車場区域：0.2ha）
主要施設 詳細は別紙「施設の概要」のとおり

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 管理業務の条件

（1）地方自治法、都市公園法、文化財保護法その他の関係法令、鹿児島県都市公園条例、鹿児島県都市公園条例施行規則並びに鹿児島県文化財保護条例等を遵守し、公園の適切かつ効率的な管理に努めること。

（2）公園及び公園施設の供用日及び供用時間（以下「供用日等」という。）は、次のとおりです。

区 分	供 用 日	供 用 時 間
園地部分	通年	終日
石橋記念館	1月3日から6月30日まで及び9月1日から12月30日まで（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日。以下同じ。）を除く。）	午前9時から午後5時まで
	7月1日から8月31日まで（月曜日を除く。）	午前9時から午後7時まで

また、指定管理者が、公園の管理上、必要があると認め、鹿児島県（以下「県」という。）が承認した場合は、供用日等を変更することができます。

（3）事前に県の承認を受けた場合を除いて、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わすことはできません。

（4）毎年度、事業開始前には事業計画書等、事業終了後には事業報告書等、四半期毎の事業終了後には実績報告書等の関係書類を提出することとします。

（5）毎月の入園者数について翌月10日までに報告することとします。

（6）指定管理者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従業員）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用してはならないこと、指定管理者の指定の期間が終了し、もしくは、指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後についても、同様とします。

（7）管理業務の終了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引継ぎは、適正かつ十分に行うこととします。

5 管理業務の内容

（1）公園施設の維持管理に関すること。

- ① 公園施設の保守点検及び維持管理
- ② 公園内の警備
- ③ 公園施設の簡易な修繕（施設の改築、又は諸機器の整備等県が直接実施するものを除く）

(2) 利用の制限に関すること。

① 公園の管理上指定管理者が不適当と認めた者の公園利用の制限

(3) 公園の利用の促進に関する業務（利用促進事業）

当該事業は、緑化活動の推進や緑化知識の普及・啓発イベントのほか、公園の利用促進のために実施する事業です。

都市緑化推進運動期間（4月～6月）、都市緑化月間（10月）を含め、12回／年を目安（1回／月程度）に実施するとともに、公園の広報宣伝活動にも積極的に取り組んでください。
当該事業へは、管理業務費を充てることができます。

(4) その他の業務

- ① 利用者からの要望・苦情等への対応
- ② 安全管理に関すること。
- ③ 物品の管理に関すること。
- ④ 通行証の発行に関すること。
- ⑤ 保険に関すること。
- ⑥ 光熱水費に関すること。
- ⑦ 指定管理者名の表示に関すること。

(5) 具体の業務内容は、別紙「鹿児島県立石橋記念公園管理基準」のとおり。

6 自主事業

(1) 位置づけ

当該事業は、公園の利用促進のために、指定管理者が自らの責任と財源により実施する事業です。

当該事業へは、管理業務費を充てることができません。

公園の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、管理業務に支障がなく公園利用者へのサービス向上に寄与するものを、実施することができます。（実施にあたっては事前に県の承認が必要）積極的な企画提案を求めます。

(2) 公園施設の設置

当該事業では、指定管理期間（5年間）において公園の利用上及び景観上支障がない範囲で、公園施設の設置を伴う事業も実施することができます。

（施設設置の例：自動販売機、カフェ等の飲食店、移動販売車ブース施設、グランピング施設、遊具施設など）

なお、設置にあたっては、都市公園法第5条第2項の規定により、県知事（鹿児島地域振興局扱い）へ申請を行い、許可を受ける必要があります。設置期間は、指定管理期間（令和8年4月～令和13年3月）内となります。

公園施設を設置する場合は、鹿児島県都市公園条例や建築基準法など、関係法令の規制がありますので留意して下さい。

石橋記念公園 関係法令等による規制	(1) 鹿児島県都市公園条例 建ぺい率：22%
	(2) 建築基準法 区域区分：市街化区域 用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200%

なお、Park-PFI事業等の活用を含む提案があった場合、その実施にあたっては関係法令の手続を別途要します。（指定管理者となる者が自動的に実施できるものではありません。）

(3) その他

料金徴収については、利用者の利便性の向上のためにキャッシュレス決済に取り組むこととする。

7 管理業務費

(1) 公園の管理業務費について

公園の管理業務費は、下記の算式を基礎として算出します。

管理業務費（県の歳出）を縮減するため、自主事業で見込んだ利益のうち一定の金額を管理業務に要する経費に充当していただく提案を求めます。（当該提案いただく金額を以下「充当提案額」という）

$\begin{aligned}\text{管理業務費} &= \text{支出（人件費＋施設管理費＋樹木園地維持管理費＋その他経費など）} \\ &\quad - \text{収入（充当提案額＋その他収入）}\end{aligned}$

充当提案額は、次のプロセスで算出してください。

- ① 自主事業による「利益見込額」の設定（様式3-2-1（「利益見込額（収入－支出）(A)」欄の金額）
- ② ①の利益見込額のうち、管理業務に要する経費に充当する率を設定（様式3-2-1「充当提案率(B)」欄の率）
- ③ ①利益見込額×②充当提案率により「充当提案額」を算出（様式3-2-1「充当提案額(C)= (A×B)」欄の金額）

また、年度終了時に見込額を超える利益が生じた場合は、「年度末納付額」として利益総額に②の充当提案率を乗じて得た金額から、「充当提案額」を控除した金額を県へ納付していただくこととします。

なお、年度終了時に利益が見込額を下回った場合には、精算は行いません。

ただし、不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、自主事業による利益見込額が大幅に減少するなどの場合、県と指定管理者は、当該精算について協議することとします。

(2) 区分経理について

管理業務と自主事業は、それぞれ区分して経理してください。

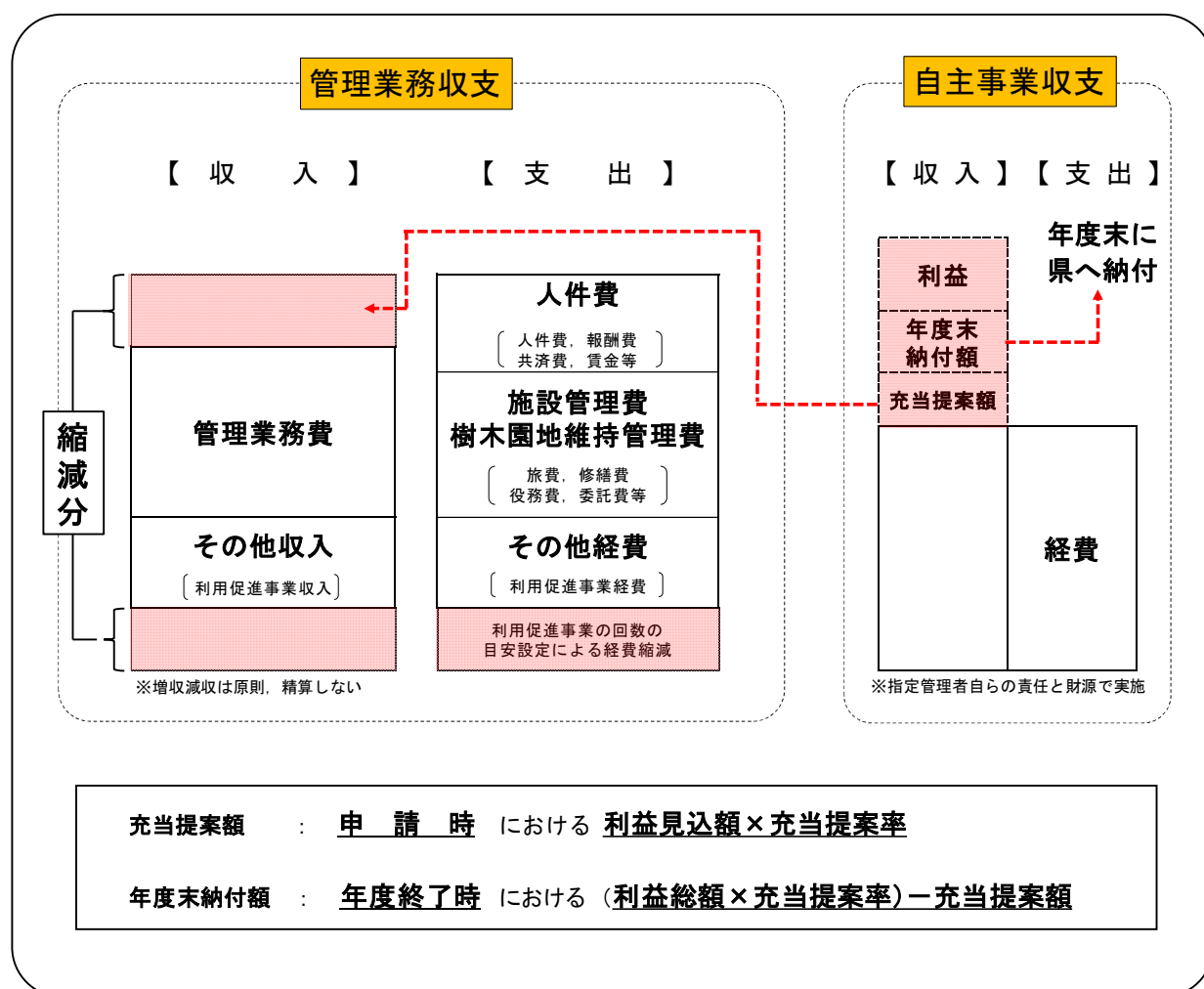
また、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理しなければなりません。

(3) 管理業務収支について

指定管理者が、事業計画書に示した水準どおり管理業務を確実に実施した場合において、収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された利益は、原則として、精算しません。（指定管理者の収入となります。）

ただし、収支が赤字になった場合でも、原則として管理業務費の補てんはありません。

※イメージ図



8 応募資格

(1) 次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等※が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

※「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ・ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事、その他、上記に掲げる者と同等の責任を有する者

（２）複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同（以下「グループ」という。）にて、申請することができます。

この場合については、次の事項に留意してください。

- ① グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。なお、代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- ② 代表団体は構成団体において責任割合が最大であること。
- ③ 構成団体は、すべて（１）の要件を満たすこと。
- ④ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができない。
- ⑤ グループによる応募の構成団体となった法人等は、他のグループによる応募の構成団体となることができない。
- ⑥ ９応募方法の（１）の（⑤～⑩）までについては構成団体ごとに提出する。

（３）申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 異なる申請書を複数提出したとき。
- ② 申請書類の内容に虚偽があったとき。
- ③ 選定委員会の委員に対して、接触の事実が認められたとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

９ 応募方法

（１）申請書類については次のとおりとします。ただし、新たに組織を設立したことにより決算書・納税証明書を提出できない場合は、添付の必要はありません。

- ① 申請書（様式１）
- ② 事業計画書（様式２－１）～（様式２－６）
- ③ 収支予算書（様式３－１－１）～（様式３－２－２）
- ④ 質問書（様式４）※質問がある場合のみ提出。
- ⑤ 誓約書（様式５）
- ⑥ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為（法人以外の団体にあっては、定款その他基本約款など）
- ⑦ 法人等の概要を記載した書類
- ⑧ 法人等の役員名簿
- ⑨ 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）過去３年分
※法人税、消費税申告書の別表１，２，４及び５号を含む
- ⑩ 納税証明書（法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
※未納のないことの証明書
- ⑪ グループでの応募にあたっては、次の書類を提出してください。
ア 共同事業体協定書兼委任状（様式６）
イ 共同事業体連絡先一覧（様式７）

（２）提出部数

正本１部及び副本７部、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）１部

(3) 申請にあたっての留意事項

- ① 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表など、必要な場合は、事業計画書等の内容を、県が無償で利用できるものとします。
- ③ 申請書類その他提出された書類は、返却しません。
- ④ 申請書類その他提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非開示となります。
- ⑤ 申請者が自ら現地見学を行うことは差し支えありませんが、その場合、現地公園管理事務所から直接業務内容等の説明を受けることはできません。

(4) 提出先

申請書類は、申請書受付期間（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）に、下記へ提出してください（郵送可）。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県土木部都市計画課（県庁14階） 公園緑地係

10 募集期間及び選定等の日程

(1) 募集期間及び選定等の日程

内 容	年 月 日
募集要項等の公表	令和7年8月26日（火）～
募集要項説明会・現地説明会 （集合場所：石橋記念公園）	令和7年9月9日（火）午後1時30分より
申請書受付期間	令和7年9月22日（月）～9月30日（火） （郵送の場合、期限日消印のものまで受付）
審査及びヒアリング	令和7年10月中旬（予定）
選定結果の通知	令和7年10月下旬（予定）

※募集要項説明会・現地説明会について

出席を希望される場合は、法人等の名称及び出席者の氏名を、9月5日（金）までに、下記まで連絡してください。（出席は、1団体2名までとします。）

応募予定の法人等は、必ず出席してください。

なお、説明会を延期又は中止する場合は、出席者全員へ事前に連絡いたします。

(2) 質問について

管理の業務に係る質問は、書面（様式4）により、9月16日（火）までに、下記まで提出してください。（FAX、電子メール可）

質問に関する回答は、募集・現地説明会出席者に対して9月19日（金）までに回答を行います。

（連絡先）鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係
電 話：099-286-3680
FAX：099-286-5633
E-MAIL：toke-kou@pref.kagoshima.lg.jp

11 選定基準

表－1 配点表（石橋記念公園）

選定基準		配点	小配点	評価
項目	審査内容			
1	平等な利用の確保			
	平等な利用を確保する方法は適切か	5	5	
	・事業内容の偏りのなさ ・高齢者や障害者等への配慮			
2	公園の効用の発揮			
	(1) 管理運営方針が公園の設置目的に沿っているか	35	5	
	・指定管理者の役割の理解度 ・法令遵守体制			
	(2) 利用促進・収入増加やサービスの具体的方法		25	
	①利用促進事業の内容及び広報宣伝活動は適切か			
	・催事は12回／年程度 ・参加のしやすさ ・HP、SNS（Youtube、Instagramなど）の積極的活用			
	②自主事業の企画提案内容は適切か			
	・実現可能性 ・公園の魅力向上 ・公園の特徴の活用 ・収益性			
	③サービス向上の取組は適切か			
	・利用者ニーズの把握と反映方法 ・苦情やトラブルへの対応方針や防止対策 ・料金徴収にかかる電子決済システムの取組			
	(3) 維持管理方針は適切か		5	
	・公園の特徴との整合 ・施設や設備、植物の具体的な管理方法			
3	経費の縮減			
	(1) 経費の見積額は適切か	25	5	
	・経費縮減の具体的な取組 ・サービス水準の維持 ・無理のない効率的な業務執行			
	(2) 管理業務費（県の歳出）の縮減に寄与しているか		20	
	点数＝20－{(②－③)／①}×20			
	①基準価格 ②提案額 ③最低提案額 ※1 基準価格とは、令和3年度～令和7年度の管理業務費の合計額 (199,942,000円) ※2 提案額とは、申請時における申請者の令和8～12年度の管理業務費の合計額 ※3 最低提案額とは、全申請者の※2の提案額のうち最低の金額			
4	人的及び物的能力			
	(1) 類似施設の管理実績	25	5	
	適切な管理実績やノウハウがあるか			
	(2) 人的能力		15	
	①人員体制及び危機管理体制は十分かつ適切か			
	・安全確保、事故防止対策 ・急病、事故など緊急時の対応 ・危機管理マニュアルの職員への周知			
	・保険加入計画 ・個人情報管理 ・感染防止対策			
	②人材の配置、育成、研修体制は適切か		5	
	・専門職種等の適切な配置 ・公園の管理に要する専門技術等研修体制			
	(3) 物的能力		5	
	財務状況は健全か			
5	共生・協働の取組			
	地域との連携・協働は図られているか	10	10	
	・地域住民やNPO団体等との連携 ・公園管理へのボランティア参加			
			100	

12 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定基準に基づき、指定管理者選定委員会で審査を行います。

(2) 指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定した時は速やかに、その結果をすべての申請者に通知し、同時に候補者を県のホームページ等により公表します。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

12において、指定管理者の候補者として選定された者については、県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとします。

(2) 協定の締結

県と指定管理者の指定を受けた者は、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理経費の額等を定めるため、「協定」を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(3) 留意事項

- ① (1)で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
- ② (1)で指定管理者の指定を受けた者が、(2)の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 指定管理者と県の責任分担等

指定管理者と県の責任分担については、次表のとおりです。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのない事項は、県と指定管理者が協議の上、責任分担を決定することとします。また、詳細については、県と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

内 容	指定管理者	鹿児島県
公園施設（建物・工作物・機械設備等）の保守点検	○	
公園施設の維持管理	○	
安全衛生管理	○	
利用料金の収受	○	
公園の運営管理（利用指導、利用促進活動等）	○	
災害復旧（被害調査・報告、応急措置）	○	
災害復旧（本格復旧）		○
事故・火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
占用許可、行為許可		○
包括的な管理責任		○

また、指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設又は施設利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに県に報告しなければなりません。

15 管理が不適切な場合や継続困難となった場合における措置

指定管理者の管理が不適切な場合や管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、十分な公園管理が行われなかった場合、県は、指定管理者に対して、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることがあります。

指定管理者が、当該期間内に改善できなかった場合や不適切な場合、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。
- (2) 指定管理者が、倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理の継続が困難と認められる場合、県は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 上記(1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の停止を命じられた場合、

指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。

- (4) 不可抗力その他、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理の継続の可否について協議することとします。

16 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に下記の内容の事業報告書を提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 公園及び公園施設の利用状況
- ③ 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- ④ その他県が別に定める事項

17 調査及び監査等

県は、16の事業報告書等のほか、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、監査委員等が、県の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地について調査し又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

18 その他（留意事項等）

- (1) 指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは、一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じて県はその補償を行いません。
- (2) 指定管理者が、管理運営に係る各種規定、要綱等を作成する場合には、県と事前に協議するものとします。
- (3) 指定管理者は、県から公園の管理運営等に関する調査又は作業の指示があった場合、迅速、誠実、かつ積極的な対応を行うこととします。
- (4) 指定管理者は、県が実施又は要請する事業（緊急安全点検、防災訓練、各種行事等）への支援・協力を行うこととします。
- (5) 指定管理者は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めてください。
- (6) その他、指定管理者として協定締結後、協定に定めのない事項を生じた場合には、その都度県と協議するものとします。
- (7) 現在、土木部所管の県立都市公園については、民間活力導入の可能性を検討しており、今後、同公園へPark-PFI事業等を導入する可能性があります。
同事業等の導入に当たっては、Park-PFI事業者等が公園施設を設置・管理することから、事前に、指定管理者に対して、指定管理区域（原則、自主事業の実施区域は除く）や管理業務（管理業務費含む）などの基本協定の変更について、協議した上で手続を進めることとします。

19 問い合わせ先

鹿児島県土木部都市計画課 公園緑地係	
住 所	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電 話	099-286-3680
FAX	099-286-5633
電子メールアドレス	toke-kou@pref.kagoshima.lg.jp